

財産の取得につき議決を求めることについて

次の財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月4日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 財産の種類及び数量 生ごみ処理機一式
- 2 取 得 金 額 32,780,000円
- 3 取 得 の 相 手 方 京都府京都市南区上鳥羽藁田町10番地
株式会社アイホー 京都営業所
所長 高津 匡司

提案理由

生ごみ処理機一式の取得について市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。